

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社小森コーポレーション		コード	6349
提出日	2025/5/21		異動（予定）日	2025/6/18
独立役員届出書の提出理由	2025年6月18日開催予定の定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	丸山 俊郎	社外取締役	○										△					有
2	山田 浩二	社外取締役	○													○		有
3	林 貴子	社外取締役	○									△						有
4	尼子 晋二	社外取締役	○													○		有
5	大塚 雅広	社外取締役	○									△						有
6	山口 留美	社外取締役	○													○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	丸山俊郎氏は、当社取引先である、独立行政法人国立印刷局の出身ですが、過去5事業年度における同法人との取引高は、当社グループの同期間の平均連結売上高の3%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	丸山俊郎氏は、証券印刷に関する深い学識経験と、工場運営と事業経営経験をもとにした幅広い見識等を当社の経営に活かしていくとともに、社外取締役として取締役会の透明性を高め監督機能の強化に貢献できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
2		山田浩二氏は、取引関係が全くないグローバル展開をする総合機械メーカーにおける国内外での工場経営経験と事業責任者としての実績を有しております。また、多くの外国籍社員の人材育成と管理にかかる豊富な経験と見識を当社の経営に生かしていくとともに、社外取締役として取締役会の透明性を高め監督機能の強化に貢献できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。以上を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
3	林貴子氏は、当社取引先である、三井住友銀行の出身ですが、直前事業年度末における同社からの連結借入残高は、同事業年度末連結総資産額の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	林貴子氏は、複数の金融機関で培われた人的資本経営、グローバルな視点での人材育成、ダイバーシティ推進に関する知識、豊富な経験を有し、これらを当社の経営に活かしていくとともに、社外取締役として取締役会の透明性を高め監督機能の強化に貢献できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお同氏は三井住友カード株式会社の常務執行役員、株式会社三井住友ファイナンシャルグループの執行役員、及びUTグループ株式会社の社外取締役監査等委員を兼任していますが、当社はこれらの会社と取引関係はありません。以上を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
4		尼子晋二氏は、取引関係が全くない異業種メーカーでの業務および海外勤務や経営者としての豊富な経験で培われた幅広い見識等を活かし、監査等委員として、より公正かつ客観的な視点で、当社の業務運営を監視し、適切な助言と監査を遂行できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。以上を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
5	大塚雅広氏は、当社取引先である、みずほ銀行の出身ですが、直前事業年度末における同社からの連結借入残高は、同事業年度末連結総資産額の1%未満であり、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	大塚雅広氏は、長年にわたり金融機関において要職を歴任し、金融・財務における専門的な知識を蓄積するとともに、ビジネス戦略の策定・遂行、ガバナンス確保など経営者としての豊富な経験を有しており、監査等委員として、より公正かつ客観的な視点で、当社の業務運営を監視し、適切な助言と監査を遂行できるものと当社では判断しております。また当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしております。なお同氏は株式会社ヤナセの常勤社外監査役を兼任していますが、当社は同社と取引関係はありません。以上を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。
6		山口留美氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、専門知識と監査法人での業務経験を活かした監査等委員として、より公正かつ客観的な視点で、当社の業務運営を監視し、適切な助言と監査を遂行できるものと当社では判断しております。なお同氏は日本ケミファ株式会社の社外監査役を兼任していますが、当社は同社と取引関係はありません。以上を踏まえ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員としての職務を十分に遂行できるものと判断し、独立役員に選任しています。

#### 4. 换算説明

当社は以下のとおり、会社法の要件に独自に策定した要件を加え、社外取締役および社外監査役の独立性を判断するための「社外役員独立性基準」を定める

1. 過去10年間のいずれかの事業年度において、小森グループ（※）の取締役・監査役・執行役員または使用人であったことがないこと  
但し、社外取締役および社外監査役は除く  
(※) 小森グループとは、株式会社小森コーポレーションおよび株式会社小森コーポレーションの子会社とする
2. 過去5年間のいずれかの事業年度において、小森グループの大株主（※）もしくは小森グループが大株主の取締役・監査役・執行役員または使用人であつたことがないこと  
(※) 大株主とは総議決権の10%以上の株式を有する個人・法人・団体等をいう
3. 小森グループの主要な取引先（※）の取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと  
(※) 主要な取引先とは、過去3事業年度における小森グループとの取引における平均支払額または平均受取額が小森グループまたは取引先の同期間の平均連結売上高の5%を超える個人・法人・団体等をいう、また小森グループの直前事業年度末の借入残高が小森グループの同年度末の連結総資産の5%を超える金融機関をいう
4. 小森グループから多額の寄付金（※）を受けている法人・団体等の理事その他取締役・監査役・執行役員または使用人でないこと  
(※) 多額の寄付金とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう
5. 小森グループとの間に、相互に役員を派遣している法人・団体等の取締役・監査役・執行役員でないこと
6. 過去5年間のいずれかの事業年度において、小森グループの会計監査人の代表社員、社員、パートナーまたは使用人であったことがないこと
7. 小森グループから役員報酬以外に、多額の金銭（※）その他財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないこと  
(※) 多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・団体等の場合は当該法人・団体等の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう
8. 以下に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者でないこと
  - (1) 小森グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人（※）
  - (2) 過去5年間のいずれかの事業年度において、小森グループの取締役・監査役・執行役員または重要な使用人であった者
  - (3) 上記2. から7. で就任を制限している対象者

(※) 重要な使用人とは本部長職以上の使用人をいう

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g. 及びh. のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。